

公 示 日 : 2023 年 11 月 22 日 (水)

調達管理番号 : 23a00776

国 名 : 全世界

担 当 部 署 : 経済開発部農業・農村開発第一グループ第二チーム

調 達 件 名 : 全世界畜産・家畜衛生分野事業戦略実施支援情報収集・確認調査  
(課題別指針策定支援) (国内業務)

適用される契約約款 :

- ・「調査業務用」契約約款を適用します。これに伴い、消費税課税取引と整理しますので、最終見積書において、消費税を加算して積算してください。(全費目課税)
- ・本契約は、国内業務となり、経費積算方法と約款上の扱いが異なる部分があります。詳細は「9. 見積書作成に係る留意点 (1) 報酬について」をご覧ください。

### 1. 担当業務、格付等

- (1) 担当業務 : 課題別指針策定支援
- (2) 格 付 : 3号
- (3) 業務の種類 : 情報収集／資料作成 (国内業務)

### 2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間 : 2024 年 1 月上旬から 2024 年 2 月上旬
- (2) 業務人月 : 1.20 人月
- (3) 業務日数 : 国内業務  
24 日

### 3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数 : 1 部
  - (2) 見 積 書 提 出 部 数 : 1 部
  - (3) 提 出 期 限 : 2023 年 12 月 6 日 (水) (12 時まで)
  - (4) 提 出 方 法 : 電子データのみ
- ◇ 専用アドレス (e-propo@jica.go.jp)

- ◇ 提出方法等の詳細については JICA ホームページ内の以下をご覧ください。  
「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン（2023 年 10 月）」の「別添資料 11 業務実施契約（単独型）公示にかかる競争手続き」  
<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>

電子メールでの提出時、機構より自動配信にて【受信完了のご連絡】メールが届きます。宛先のアドレス間違いもなく自動配信メールが届かない場合には、提出期限（時刻）までにその旨をお電話で03-5226-6608まで必ずご連絡くださいますようお願い致します。提出期限までにご連絡がなく、機構がプロポーザルを受信できていなかった場合は、該当のプロポーザルは評価対象と致しかねます。

なお、個人の資格で競争に参加する場合、簡易プロポーザル提出5営業日前までに所定の競争参加資格審査申請書の提出が必要です。

- ◇ 評価結果の通知：2023 年 12 月 15 日（金）までに個別通知  
提出されたプロポーザルを JICA で評価・選考の上、契約交渉順位を決定します。
- ◇ 評価結果説明の取り止め：2023 年 6 月 30 日のお知らせに掲載  
（<https://www.jica.go.jp/about/announce/information/consultant/2023/20230630.html>）のとおり、2023 年 7 月以降の単独型公示については評価結果の説明を取り止め、評価結果通知の別紙により評価点及び業務従事予定者の個人名を全競争参加者に通知しますので、ご了承の上、応募願います。

#### 4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等：
- ① 業務実施の基本方針 16点
  - ② 業務実施上のバックアップ体制 4点
- (2) 業務従事者の経験能力等：
- ① 類似業務の経験 40点
  - ② 対象国・地域での業務経験 8点
  - ③ 語学力 16点
  - ④ その他学位、資格等 16点

(計 100 点)

類似業務経験の分野	畜産・家畜衛生分野に係る各種業務
対象国及び類似地域	全世界
語学の種類	英語

#### 5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等：特になし
- (2) 必要予防接種：特になし

#### 6. 業務の背景

畜産の振興および家畜衛生の強化は、家畜を飼育する農民の生計向上や、それぞれの国や地域における国民の健康と食料安全保障の観点から重要である。国際協力機構（Japan International Cooperation Agency、以下 JICA とする）の畜産・家畜衛生分野の事業は、アプローチ別に、(1)家畜生産技術、(2)畜産物加工技術、(3)食品衛生、(4)家畜衛生対策、そして(5)獣医学教育の五つに大別される。JICA は JICA グローバルアジェンダ No.5「農業農村開発」のなかの協力方針 5「家畜衛生強化を通じたワンヘルスの推進」として、上記(3)、(4)、および(5)に関連する各協カスキームをクラスターとして管理することとしているが、事業形成におけるアプローチを体系的に整理するには至っていない。(1)、(2)についても農村における貧困削減とレジリエンス強化、食料安全保障において重要であり、引き続き対象国における効果的な事業の形成が求められる。

これまで、畜産・家畜衛生分野に関する JICA の事業形成では、各国の要

請に対して個別に内容を検討し、事業を計画・実施してきた。当該分野の技術移転に関しても、現地に派遣された専門家が各国の実情を鑑みながら関連分野における技術をそれぞれの事業のなかで適応させてきた。個々の事業について知見が蓄積されているものの、それらが体系化・共有された実績は乏しい。JICA では様々な開発課題について課題の内容やアプローチを体系的に整理し、JICA 関係者が案件の形成や実施の際の執務参考資料として課題別指針を作成しているが、当該分野に関しては 2011 年に作成された課題別指針「農業開発・農村開発」の中で一部記載があるのみである。より持続的かつ効果的な事業の形成・実施のため、畜産・家畜衛生分野に共通した基本的な方針の明確化が必要となっている。

係る現状を踏まえ、本調査では畜産・家畜衛生分野に関する主な概況や援助動向、アプローチや手法を整理したうえで、JICA 事業による協力の方針を示し、知見や留意点を共有するための課題別指針を作成する。これにより関係者間で当該分野に関する事業の企画・立案・計画・実施の際に役立てることを想定する。また、この課題別指針を、JICA ナレッジサイト等を通じて外部に公開することにより、広く一般の方々にも JICA の畜産・家畜衛生分野に対する基本的な考え方を周知する機会を得る。

## 7. 業務の内容

本調査の業務従事者は、畜産・家畜衛生分野に関する主な概況や援助動向、アプローチや手法を整理したうえで、JICA 事業による協力の方針を示し、知見や留意点を共有する課題別指針「畜産・家畜衛生」を作成する。本指針をもって、JICA 関係者が案件の形成や実施の際の執務参考資料として活用することを想定する。

なお、資料の作成に当たっては事前に JICA の確認を受け、必要に応じて修正することとする。

具体的担当事項は次のとおりとする。

### (1) 作業期間第 1 期 (2024 年 1 月上旬～1 月下旬)

- ① JICA におけるこれまでの畜産・家畜衛生分野を対象に、既存の報告書や評価表をレビューし、JICA の協力における現状及び課題、特色に関する情報を収集する。
- ② 畜産・家畜衛生分野に関連する他ドナーの文献・報告書等のレビューやヒアリングを行い、畜産・家畜衛生分野の国際的な現状、動向、潮流、課題に関する情報を整理・分析する。
- ③ 国内の畜産・家畜衛生分野に関連する組織や機関、大学などの既存文献・

報告書等のレビューやヒアリングを行い、国内における畜産・家畜衛生分野の現状、潮流、課題に関する情報を整理・分析する。

- ④ 上記①、②及び③を踏まえ、我が国の国別開発協力方針を含む政策、JICA イニシアティブを含む JICA の協力方針、二国間／多国間ドナー等による支援状況も考慮した上で畜産・家畜衛生分野に関する執務参考資料として課題別指針「畜産・家畜衛生」(案)を作成する。
- ⑤ 課題別指針「畜産・家畜衛生」(案)の中のポイントを抜き出して、簡潔にまとめたテクニカルブリーフ(案)を作成する(5~10個ほどのポイントを想定)。
- ⑥ 上記①~⑤を踏まえ、JICA による畜産・家畜衛生に係る協力の展開の方向性を JICA 経済開発部と共に検討する。

(2) 作業期間第2期(2024年1月下旬~2月上旬)

- ① 上記(1)の結果を踏まえ調査結果を執務参考資料として課題別指針「畜産・家畜衛生」(案)に取りまとめる。
- ② 執務参考資料として課題別指針「畜産・家畜衛生」(案)、テクニカルブリーフ(案)を JICA に提出、確認を受け、必要に応じて修正する。
- ③ 上記②の結果を踏まえ、執務参考資料として課題別指針「畜産・家畜衛生」、テクニカルブリーフを最終化し、JICA 経済開発部に提出する。

## 8. 報告書等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。このうち、(1)および(2)を成果品とする。なお、報告書を作成する際には、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照願います。

- (1) 課題別指針「畜産・家畜衛生」(和文。電子データ。)  
本調査の完了を確認するためのもので、2024年2月9日(金)までに作成・提出することとする。記載項目(案)は以下のとおり。
  - (ア)畜産・家畜衛生に関する近年の国際潮流
  - (イ)畜産・家畜衛生分野別アプローチ
  - (ウ)畜産・家畜衛生分野横断的アプローチ
  - (エ)国際潮流に合わせた JICA の支援方針
  - (オ)その他
- (2) テクニカルブリーフ(和文。それぞれ電子データ。)

課題別指針「畜産・家畜衛生」のポイント抜き出して、簡潔にまとめたもので、2024年2月9日（金）までに作成・提出することとする。ポイント（案）は以下の通り

- (ア) 畜産・家畜衛生に関する基本的な考え方
- (イ) 家畜生産技術
- (ウ) 畜産加工技術
- (エ) 食品衛生
- (オ) 家畜衛生対策
- (カ) 獣医学教育
- (キ) その他

## 9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン（2023年10月訂正版）」の「XI. 業務実施契約（単独型）」及び「別添資料2 報酬単価表」を参照願います。

<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>

留意点は以下のとおりです。

### (1) 報酬単価

報酬について 報酬単価（上限額）については、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン（2023年10月版）」の別添資料2「報酬単価表」の1.の「(2) 国内業務／国内業務主体の場合」に記載のとおり、報酬単価を定めず、直接人件費、その他原価、一般管理費等を直接積算ください。

見積書の様式は以下のURLに掲載しています。

[https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul\\_gt/index\\_since\\_201404.html](https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_gt/index_since_201404.html)

「見積書（兼契約金額内訳書）—2023年7月公示分以降（国内業務）」をお使いください。

### (2) 航空賃及び日当・宿泊料等

業務期間中に、国内出張の可能性があります。実施する場合、3泊4日程度で

北海道（帯広、札幌等）の関連施設を訪問する想定です。

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます（見積書に計上して下さい）。

## 10. 特記事項

### （１） 業務体制／執務環境

#### ① 業務体制

本調査業務は全日程（1.2人月）日本国内での業務を想定。

#### ② 執務環境

本業務に対する執務環境の提供はありません。

### （２） 参考資料

- ① 本業務に関する以下の資料を JICA 経済開発部農業・農村開発第一グループ第二チームから配付しますので、jicaed@jica.go.jp 宛にご連絡ください。

- ・ 感染症対策基本方針 執務参考資料
- ・ 農業普及執務参考資料

- ② 本業務に関する以下の資料がウェブサイトで公開されています。

- ・ 農業農村開発課題別指針

[https://www.jica.go.jp/Resource/activities/issues/agricul/ku57pq00002cubgq-att/guideline\\_agricul.pdf](https://www.jica.go.jp/Resource/activities/issues/agricul/ku57pq00002cubgq-att/guideline_agricul.pdf)

- ③ 本契約に関する以下の資料を JICA 調達・派遣業務部契約第一課にて配付します。配付を希望される方は、専用アドレス（e-propo@jica.go.jp）宛に、以下のとおりメールをお送りください。

ア) 配付資料：「独立行政法人国際協力機構 サイバーセキュリティ対策に関する規程（2022年4月1日版）」及び「サイバーセキュリティ対策実施細則（2022年4月1日版）」

イ) 配付依頼メール

- ・ タイトル：「配付依頼：サイバーセキュリティ関連資料」

- ・ 本 文：以下の同意文を含めてください。

「標記資料を受理した場合、プロポーザル作成に必要な範囲を超えての使用、複製及び第三者への提供は行わず、プロポーザル提出辞退後もしくは失注後に速やかに廃棄することに同意します。」

### （３） その他

- ① 業務実施契約（単独型）については、単独（１名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。
- ② 本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス（2014 年 10 月）」(<http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>) の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談してください。
- ③ 発注者、受注者との間で本特記仕様書に記載された業務内容や経費負担の範囲等について理解の相違があり発注者と受注者との協議では結論を得ることができない場合、発注者か受注者のいずれか一方、もしくは両者から、定められた方法により「相談窓口」に事態を通知し、助言を求めることができます。

以上